

朝霞市公立小学校の少人数学級への 対応について

【第1版】

令和3年8月10日現在
朝霞市教育委員会

目次

1 少人数学級制度について	1
(1) 少人数学級制度の趣旨	
(2) 少人数学級制度の概要	
(3) 埼玉県内の公立小学校における学級編成	
2 少人数学級を実施するための考え方	2
3 本市の少人数学級の検討方針	2
4 普通教室への転用	3
(1) 普通教室への転用基準	
(2) 転用可能教室数の状況	
5 市内小学校の普通教室数の現状と将来推計	5
(1) 朝霞第一小学校	
(2) 朝霞第二小学校	
(3) 朝霞第三小学校	
(4) 朝霞第四小学校	
(5) 朝霞第五小学校	
(6) 朝霞第六小学校	
(7) 朝霞第七小学校	
(8) 朝霞第八小学校	
(9) 朝霞第九小学校	
(10) 朝霞第十小学校	
(11) まとめ	
6 学区変更の考え方	11
7 今後の施設整備	12
(1) 転用整備計画	
(2) 施設整備の検討	
(3) 今後の施設整備スケジュール(予定)	

1 少人数学級制度について

(1) 少人数学級制度の趣旨

令和3年3月に「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「義務教育標準法」）という。）の一部を改正する法律（以下、「改正義務教育標準法」）という。）が可決成立されました。

改正義務教育標準法は、Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況を踏まえ、誰一人残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校の学級編成の標準を段階的に引き下げるもので、令和3年4月1日から施行となりました。

(2) 少人数学級制度の概要

① 学級編成の標準の引き下げ

小学校の学級編成の標準を改正前の40人（第1学年は35人）から35人に引き下げるものです。

② 少人数学級の計画的な整備

令和7年3月31日までの間における学級編成の標準については、児童数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人学級とすることを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別な事情がある小学校にあっては、40人とするものです。

【学級編成の標準の引下げに係る計画】

ア. 上記②について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編成の標準を引き下げるものです。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

(表1 学級編成の標準の引下げに係る計画)

イ. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設の整備に一定の期間を要するなど、特別な事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるように措置するものです。

(3) 埼玉県内の公立小学校における学級編成

埼玉県では、義務教育標準法に基づき、小学校第2学年の学級編成を35人を基準として定め、これにより本市でも小学校第1学年に加え、平成17年度より第2学年についても35人以下として学級編成を行っています^{※1}。

※1 義務教育標準法第三条（学級編成の標準）第二項ただし書き

都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数（40人（第1学年は35人））を下回る数を、基準として定めることができる。

2 少人数学級を実施するための考え方

少人数学級を実施するため、令和3年3月31日付けて文部科学省から「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）（以下、「学級編成等施行通知」という。）」が発出されました。学級編成等施行通知では、少人数学級の編成に向け教室不足が見込まれる場合には、経過措置の期間中（令和7年3月31日まで）に令和7年度（計画完成年度）を見通した計画的な施設整備等を進めることが基本とされています。

また、施設の確保に当たっては次のとおりに検討を行うこととされています。

- ① 特別教室や会議室等の普通教室への転用
- ② 上記①によっても必要教室数が確保できず、校舎の増築等を行う場合には、その整備が終わるまでの間、適切な代替施設^{※2}の確保を検討
- ③ 学校の同一建物若しくは敷地内又は近隣に公民館等の施設があり、こうした施設を使用することに教育上支障のないと認められる場合には、校舎の増築等の整備に代えて、あるいは整備が終わるまでの間の適切な代替施設としてこうした施設を利用することも考えられる。

3 本市の少人数学級の検討方針

本市でも改正義務教育標準法及び学級編成等施行通知の内容を踏まえ、次のとおり検討を進めます。

- ア. 現在、特別教室や会議室等で使用している教室を普通教室への転用できるか検討します。
- イ. 転用は、普通教室の形態が整っている教室から行い、教育活動や学校運営に配慮して進めます。
- ウ. 転用により必要な教室を確保できない見込みの場合、学区変更や令和7年度を見通した必要な施設の確保について検討します。

※2 適切な代替施設とは、教育環境を普通教室と同程度とすることができるという観点や、代替施設において教育が行われる期間の長さ、その他各地域や学校の事情を総合的に勘案して学校設置者において判断すべきものとされています。

4 普通教室への転用

(1) 普通教室への転用基準

児童数の推計に基づき普通教室の不足が見込まれる場合は、まず転用可能な教室を普通教室として使用していきます。

その際、転用可能な教室のうち、まず「普通教室の形態の整っている教室」について、普通教室への転用を行います。この場合は、各小学校の状況に応じて転用を行うこととなり、学校がその教育活動の実情に応じ、普通教室への転用教室を選択していきます。

児童数の推移に基づく普通教室の不足により、普通教室へ転用する工事等を伴う場合は、工事実施時期の前々年度から学校と教育委員会で協議を行いながら検討を進めていくこととなります。

また、少人数学級を実施するにあたり、下記の「普通教室に転用できない教室」は、小学校として必要最低限の機能を持たすために必要な教室です。それ以外の教室については、工事が必要な教室も含めて、可能な限りの普通教室数としました。

なお、普通教室に転用する際には、現在使用している教室の機能を別の教室に移す必要がある場合があり、転用可能な教室としている教室でも転用できなくなる場合もあります。

① 普通教室に転用できない教室

ア. 理科室、家庭科室、保健室等（ガスや水道等の配管などがある教室）

イ. 音楽室（階段構造等の教室）

ウ. 事務室、図書室（移動等ができる場合は可能）

エ. 職員室、校長室

オ. 教室の構造上、普通教室には適していない教室（例：教室の形状が複雑等）

※第2教室としている教室（第2理科室・第2音楽室等）は、上記に当たらない場合は転用可能教室とする。

② 転用可能な教室

ア. すでに普通教室の形態の整っている教室で、現在は他の用途で使用している特別教室等（例：少人数教室、外国語ルーム等）

イ. エアコンなどの設置工事等が必要となるが、普通教室に整えることが可能な教室（例：コンピューター室、更衣室等）

(2) 転用可能教室数の状況

(1)で示した普通教室への転用基準に基づき、市内小学校の転用可能教室の調査を行った結果は、下表のとおりです。この転用可能教室数に令和3年度の普通教室数を足したものが各小学校の最大教室数となります。

学校名	普通教室の形態が整っている特別教室等	工事等を伴うが普通教室に整備できる特別教室等	転用可能教室計 (A)	R3普通教室数 (B)	最大教室数 (A+B)
第一小学校	12	6	18	20	38
第二小学校	3	4	7	24	31
第三小学校	—	9	9	24	33
第四小学校	5	2	7	22	29
第五小学校	7	1	8	32	40
第六小学校	1	6	7	29	36
第七小学校	8	5	13	25	38
第八小学校	10	1	11	37	48
第九小学校	2	2	4	14	18
第十小学校	3	6	9	25	34

(表2 転用可能教室数一覧)

5 市内小学校の普通教室数の現状と将来推計

少人数学級を実施するための市内各小学校の普通教室として使用できる教室の現状と、令和3年5月1日現在の令和9年度までの推計は次のとおりです。推計に当たって、特別支援学級については増加傾向となっているため、令和6年度までは現在の実数とし、少人数学級編成の完成年度（令和7年度）から各学校4学級の編成を見込んでいます。また、通級指導教室は現在の実数のままで見込んでいます。

(1) 朝霞第一小学校

最大 教室数	38						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	20	20	20	20	22	22	21
うち 通常学級数	18	18	18	18	18	18	17
うち 特別 支援学級数	2	2	2	2	4	4	4
前年度から の増減		—	—	—	2	—	△1

(表3 朝霞第一小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第一小学校の普通教室数は、20教室となっています。

転用可能教室は18教室ありますが、普通教室の形態が整っている教室が多く、推計を見ても現在ある教室で少人数学級に対応できる見込みです。

(2) 朝霞第二小学校

最大 教室数	31						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	24	24	24	26	28	29	30
うち 通常学級数	22	22	22	24	24	25	26
うち 特別 支援学級数	2	2	2	2	4	4	4
前年度から の増減		—	—	2	2	1	1

(表4 朝霞第二小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第二小学校の普通教室数は、24教室となっています。

転用可能教室は7教室ありますが、普通教室の形態が整っていない教室もあります。このため、普通教室の転用について学校と調整を図りながら実施していくことが必要です。

なお、現在の推計では普通教室への転用工事を実施すれば少人数学級に対応できる見込みです。

(3) 朝霞第三小学校

最大 教室数	33						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	24	26	28	29	32	32	32
うち 通常学級数	21	23	25	26	28	28	28
うち 特別 支援学級数	3	3	3	3	4	4	4
前年度から の増減		2	2	1	3	—	—

(表5 朝霞第三小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第三小学校の普通教室数は、24教室となっています。

転用可能教室は9教室ありますが、いずれも普通教室の形態が整っていない教室のため、全て翌年度開始前に普通教室へ転用する工事が必要です。

なお、現在の推計では普通教室への転用工事を実施すれば少人数学級に対応できる見込みです。

(4) 朝霞第四小学校

最大 教室数	29						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	22	22	22	22	24	24	24
うち 通常学級数	18	18	18	18	18	18	18
うち 特別 支援学級数	2	2	2	2	4	4	4
うち 通級 指導教室	2	2	2	2	2	2	2
前年度から の増減		—	—	—	2	—	—

(表6 朝霞第四小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第四小学校の普通教室数は、通級指導教室を含めると22教室となっています。

転用可能教室は7教室ありますが、普通教室の形態が整っている教室があり、推計を見ても現在ある教室で少人数学級に対応できる見込みです。

(5) 朝霞第五小学校

最大 教室数	40						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	32	33	34	35	37	37	35
うち 通常学級数	29	30	31	32	32	32	30
うち 特別 支援学級数	2	2	2	2	4	4	4
うち 通級 指導教室	1	1	1	1	1	1	1
前年度から の増減		1	1	1	2	—	△2

(表7 朝霞第五小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第五小学校の普通教室数は、通級指導教室を含めると32教室となっています。

転用可能教室は8教室ありますが、普通教室の形態が整っている教室があり、推計を見ても現在ある教室で少人数学級に対応できる見込みです。

(6) 朝霞第六小学校

最大 教室数	36						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	29	31	34	36	40 (不足)	41 (不足)	41 (不足)
うち 通常学級数	27	28	31	33	36	37	37
うち 特別 支援学級数	2	3	3	3	4	4	4
前年度から の増減		2	3	2	4	1	—

(表8 朝霞第六小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第六小学校の普通教室数は、29教室となっています。

転用可能教室は7教室ありますが、1教室は令和4年度に特別支援学級に転用する見込みがあり、残る6教室はいずれも普通教室の形態が整っていない教室のため、全て翌年度開始前に普通教室へ転用する工事が必要です。

また、全ての転用可能教室を普通教室にしても令和7年度からは少人数学級に対応できない見込みです。

(7) 朝霞第七小学校

最大 教室数	38						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	25	26	26	27	30	30	31
うち 通常学級数	23	24	24	25	26	26	27
うち 特別 支援学級数	2	2	2	2	4	4	4
前年度から の増減		1	—	1	3	—	1

(表9 朝霞第七小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第七小学校の普通教室数は、25教室となっています。

転用可能教室は13教室ありますが、普通教室の形態が整っている教室があり、推計を見ても現在ある教室で少人数学級に対応できる見込みです。

(8) 朝霞第八小学校

最大 教室数	48						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	37	40	42	42	45	46	45
うち 通常学級数	35	38	40	40	41	42	41
うち 特別 支援学級数	2	2	2	2	4	4	4
前年度から の増減		3	2	—	3	1	△1

(表10 朝霞第八小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第八小学校の普通教室数は、37教室となっています。

転用可能教室は11教室ありますが、普通教室の形態が整っている教室があり、推計を見ても現在ある教室で少人数学級に対応できる見込みです。

(9) 朝霞第九小学校

最大 教室数	18						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	14	15	16	17	21 (不足)	23 (不足)	24 (不足)
うち 通常学級数	12	13	14	15	17	19	20
うち 特別 支援学級数	2	2	2	2	4	4	4
前年度から の増減		1	1	1	4	2	1

(表 11 朝霞第九小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第九小学校の普通教室数は、14教室となっています。

転用可能教室は4教室ありますが、2教室は普通教室の形態が整っているため、令和3・4年度は工事の必要はありませんが、令和5年度以降は次の年度開始前に教室を転用する工事が必要です。

また、全ての転用可能教室を普通教室にしても令和7年度からは少人数学級に対応できない見込みです。

(10) 朝霞第十小学校

最大 教室数	34						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	25	28	29	28	30	30	29
うち 通常学級数	22	25	26	25	25	25	24
うち 特別 支援学級数	2	2	2	2	4	4	4
うち 通級 指導教室	1	1	1	1	1	1	1
前年度から の増減		3	1	△1	2	—	△1

(表 12 朝霞第十小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第十小学校の普通教室数は、通級指導教室を含めると25教室となっています。

転用可能教室は9教室ありますが、普通教室の形態が整っていない教室もあります。このため、普通教室の転用について学校と調整を図りながら実施していくことが必要です。

なお、現在の推計では普通教室への転用工事を実施すれば少人数学級に対応できる見込みです。

(11) まとめ

学校名	最大 教室数	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
第一小	38	20	20	20	20	22	22	21
第二小	31	24	24	24	26	28	29	30
第三小	33	24	26	28	29	32	32	32
第四小	29	22	22	22	22	24	24	24
第五小	40	32	33	34	35	37	37	35
第六小	36	29	31	34	36	40 (不足)	41 (不足)	41 (不足)
第七小	38	25	26	26	27	30	30	31
第八小	48	37	40	42	42	45	46	45
第九小	18	14	15	16	17	21 (不足)	23 (不足)	24 (不足)
第十小	34	25	28	29	28	30	30	29

(表 13 市内小学校における普通教室数の現状と将来推計)

上記の表は、(1)から(10)まで示した各小学校の現状と将来推計をまとめたものです。

推計によると市内小学校のうち、朝霞第一小学校、朝霞第四小学校、朝霞第五小学校、朝霞第七小学校及び朝霞第八小学校の5校については、普通教室の形態が整っている教室を転用することで少人数学級に対応できる見込みとなっています。

朝霞第二小学校、朝霞第三小学校及び朝霞第十小学校の3校については、特別教室等から普通教室に転用するなどの工事が必要となる見込みです。

朝霞第六小学校及び朝霞第九小学校の2校については、普通教室への転用だけでは対応できない見込みとなっており、いずれの小学校も令和7年度の第6学年に実施する少人数学級で普通教室の不足が見込まれています。

なお本市は、人口が増加傾向となっており、児童数・学級数の推移により普通教室の不足が新たに生じる可能性があるため、毎年度の推計を注視すると共に、学校と調整をしながら検討を行っていく必要があります。

6 学区変更の考え方

「5 市内小学校の普通教室数の現状と将来推計」で市内の小学校の現状等について示しましたが、小学校によっては転用できる教室があり、少人数学級にすぐに対応できる小学校がある一方、増築等の検討をしなければ少人数学級に対応できない小学校もある状況となっています。

このような状況の中で少人数学級を実施するために、学区変更をすることで少人数学級を実現するという方法が考えられます。

本市では、平成22年に朝霞第四小学校が旧朝霞第一中学校の跡地に新築・移転したことに併せ、朝霞第一小学校及び朝霞第六小学校の一部を朝霞第四小学校に学区変更しました。

この学区変更では、高学年であるほど元の小学校に通いたいという方が多く、実際に学区変更をしていただけた方は、対象となる児童のおよそ3分の1で、残る3分の2の方は元の小学校に通われています。その後、兄弟姉妹の関係も大きく影響し、学区どおりに通学するまで、10年近くかかっている状況となっています。

学区変更は、教育委員会から通学区域審議会へ諮問し、審議会での調査、審議を経る必要があります。審議の結果、適当とされた場合においても保護者や地域住民の方に説明し、理解を得て、決定するまでに3年以上が必要となります。また、隣接する他校に一部学区を変更し、当該校の児童数を抑えたとしても、変更先の学校の教室が不足すると見込まれます。

さらに学級編成等施行通知では、少人数学級の編成に向け教室不足が見込まれる場合には、経過措置の期間中に令和7年度（計画完成年度）を見通した計画的な施設整備等を進めることが基本とされています。令和7年度から少人数学級を実施するために校舎等を増築する場合は、3年以上の期間が必要となり、遅くとも令和4年度から設計業務に着手しなければなりません。

少人数学級は、令和7年度までに実施しなければならないことや保護者や地域の住民の方との合意形成に要する期間等を総合的に勘案すると学区変更で少人数学級を実現することは難しいものと考えます。

一方、市内全域の教育を今後、どのように進めていくかということを長期的視点に立って考えると学区変更は検討していかなければならない課題であると考えています。

7 今後の施設整備

(1) 転用整備計画

普通教室等への転用整備は、学級数の推計に基づき、随時、見直しを行いながら進めていきます。「4 普通教室への転用」でも示しましたが、児童数の推計に基づき普通教室の不足が見込まれる場合は、まず転用可能な教室のうち、まず「普通教室の形態の整っている教室」について、普通教室への転用を行います。この場合は、各小学校の状況に応じて転用を行うこととなり、学校がその教育活動の実情に応じ、普通教室への転用教室を選択していきます。

普通教室へ転用する工事等を伴う場合は、工事実施時期の前々年度から学校と教育委員会で協議を行いながら検討を進めていくこととなります。

今回は、令和3年度及び令和4年度における普通教室に転用する教室として、学校と協議のうえ、下表のとおり計画としました。転用計画における転用前の機能につきましては、子供たちの学習活動や学校の教育活動等にできるだけ影響のないように進めていきます。なお、令和5年度以降については、今後、学校と調整していきます。

学校	整備方針	転用教室
第一小	・令和3・4年度の転用整備予定なし。	
第二小	・令和3・4年度の転用整備予定なし。	
第三小	・令和3年度に2教室、令和4年度中に2教室の整備工事をする。	
	・令和3年度中に通常学級(+2)整備	(外国語)学習ルーム PTA会議室
	・令和4年度中に通常学級(+2)整備	更衣室(職員用) 図工準備室
第四小	・令和3・4年度の転用整備予定なし。	
第五小	・令和3・4年度の転用整備予定なし。 (令和4年度に1教室増となるが、工事不要で普通教室への対応が可能。学校で選択する。)	
第六小	・令和3年度に1教室及び令和4年度の整備工事のための設計、令和4年度中に3教室の整備工事をする。(上記に加え、令和4年度に特別支援学級が1教室増となる予定(プレイルームを転用)。工事不要で対応が可能)。	
	・令和3年度中に通常学級(+1)整備 ・職員更衣室への整備工事設計	PTA会議室・相談室
	・令和4年度中に通常学級(+3)整備	コンピューター室 生活科室 職員更衣室
第七小	・令和3・4年度の転用整備予定なし。 (令和4年度に1教室増となるが、工事不要で普通教室への対応が可能。学校で選択する。)	

(表 14-1 転用整備計画)

学校	整備方針	転用教室
第八小	・令和3・4年度の転用整備予定なし。 (令和4年度に3教室増となるが、工事不要で普通教室への対応が可能。学校で選択する。)	
第九小	・令和3・4年度の転用整備予定なし。 (令和3年度と令和4年度に各1教室増となるが、工事不要で普通教室への対応が可能。学校で選択する。)	
第十小	・令和3年度に3教室、令和4年度中に1教室の整備工事をする。	
	・令和3年度中に通常学級(+3)整備	児童会室
		多目的室
		多目的室
・令和4年度中に通常学級(+1)整備	生活科室	

(表 14-2 転用整備計画)

(2) 施設整備の検討

これまで各小学校の施設状況を示しましたが、これらの整備を行っても朝霞第六小学校と朝霞第九小学校は令和7年度から普通教室の不足が生じるため、改正義務教育標準法の経過措置が終了する令和7年度開始までに校舎を増築する必要があります。

また、校舎増築の検討に当たっては、不足する普通教室を確保するほか、転用により使用することができなくなった特別教室等の復旧について、教育活動や円滑な学校運営の必要性を勘案しながら検討していく必要があります。

① 朝霞第六小学校

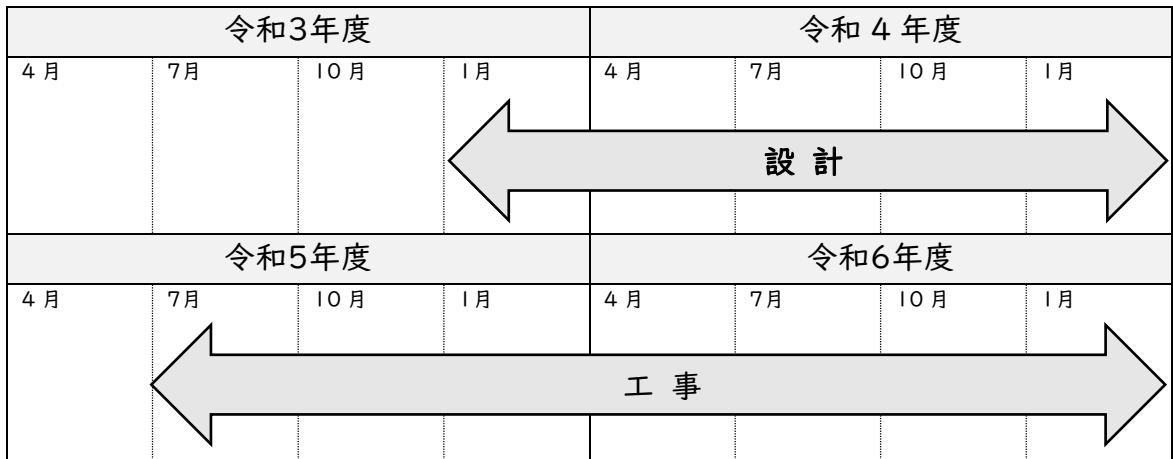
朝霞第六小学校は、特別支援学級を含め12教室必要となっていますが、転用可能教室は7教室となっているため、5教室が不足する見込みとなります。

② 朝霞第九小学校

朝霞第九小学校は、特別支援学級を含め10教室必要となっていますが、転用可能教室は4教室となっているため、6教室が不足する見込みとなります。

※今後、校舎を増築できる場所の選定、整備の規模や内容等の検討を進めていきます。

(3) 今後の施設整備スケジュール (予定)



(表 15 今後の施設整備スケジュール (予定))